

大分県報

令和二年
四月二十八日
号外（五二）

（火曜日）

目次

規則

大分県医師研修資金貸与条例施行規則の一部改正……………一

〇規則

大分県医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十六号

大分県医師研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大分県医師研修資金貸与条例施行規則（平成十九年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）第一条第二号の規定により研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た」を「医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十九条の二各号に掲げる」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年四月二十八日

大分県報号外（規則）